

令和6年6月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

令和6年6月28日（金）

午後2時00分～午後5時00分

小値賀町役場 3階第1会議室

小値賀町農業委員会

令和6年6月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時： 令和6年6月28日（金） 午後2時00分～午後5時00分

2. 開催場所：小値賀町役場 3階第1会議室

3. 出席委員：（12人）

会長 松山 多作

会長職務代理者 2番 松本 充司

委員 3番 西 治三 4番 山田 定稔 5番 北野 和信
6番 野村 政司 7番 牟田 義昭 8番 安永 豊
9番 山本 千明 10番 伊藤 紀明 11番 川村 泰二
12番 入口 雅隆 13番 小高 陽子 14番 宮崎けい子

（推進委員：4人） 15番 立石 英雄 16番 土川 重佳 17番 山川 雅崇 18番 山田 勝則

4. 欠席委員： 9番 山本千明

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について 9番 山本 千明 委員 10番 伊藤 紀明 委員

第2 報告第5号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について

第3 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく令和6年度第1回農用地利用集積計画（案）について

第4 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく令和6年度第1回農用地利用配分計画（案）について

第5 議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について

第6 議案第9号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請について

第7 その他

・次回総会の日程について

・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山田 俊宏

係長 岩坪 信也

7. 議事参与制限 無

8. 会議の概要

岩坪係長： 皆様先ほどの現地確認は暑い中お疲れさまでした。
早速ですが、定刻になりましたので、総会に入りたいと思います。
只今より、令和6年6月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。
本日は、全員出席ですので、総会は成立しております。

それでは、会長より挨拶をお願いします。

松山会長： みなさん、こんにちは。
2か所の現地確認お疲れさまでした。
今日は総会後に農業会議さんの指導でタブレットの研修会を予定していますのでよろしくをお願いします。それでは早速始めたいと思います

日程第1 会議録署名委員の指名についてを議題とします。 私に一任できますでしょうか。

全員： 異議なし。

松山会長： ありがとうございます。
それでは指名いたします。9番 山本 千明 委員、10番 伊藤 紀明 委員をお願いします。
続きまして、日程第2 報告第5号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪係長： それでは報告第5号の説明をします。農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権設定の合意解約がありましたので、その報告となります。
今回の合意解約の件数は2件で、田圃が2筆の合計面積3,958㎡になります。農地の所在・地目・面積及び貸借人等については、資料のとおりですので説明は割愛させていただきます。
解約の理由ですが、1番2番の農地につきましては、中間管理事業で集積・配分しておりましたが、農地の管理も困難であるため、中間管理の集積及び配分計画の合意解約となっております。

以上で、報告第5号について説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。

(特になし)

無いようですので、どうぞよろしくお願ひします。

続きまして、日程第3 議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく令和6年度第1回農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

岩坪係長： 議案第6号・7号につきましては、松山会長、伊藤委員は議事参与制限により議事に参与できませんので、退席をお願いします。

<松山会長、伊藤委員退席>

会長が議事参与制限のため不在となりますので、このあと会長不在の間、議事進行は会長職務代理者の松本委員にお願いしたいと思います。

<松本会長職務代理者は会長席へ移動>

それでは議案第6号の説明をします。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく令和6年度第1回農用地利用集積計画の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

集積計画案の詳細は別添のとおりで、農地中間管理事業による集積となります。まず、集積計画書（案）の表紙をめくりまして、利用権別の明細集計表があります。内訳としましては、使用貸借による権利の集積期間10年以上で、田圃が40筆30,677㎡、畑が19筆41,103㎡となり、今回の集積計画の合計は、59筆71,780㎡となります。

次に、集計表をめくっていただきますと各筆明細書がありますので、詳細の説明につきましては割愛させていただきます。なお、参考としてこの後の議案第7号で出てきます配分計画の受け手となる方の氏名を備考欄に記載しております。

貸付期間については、令和6年8月10日から令和16年8月9日までの10年間となっています。

以上で議案第6号についての説明を終わります。

松本代理： ただいま事務局から説明がありましたが、何か質問はございませんか。

（質問なし）

それでは、議案第6号についてはよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。

続きまして、日程第4 議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく令和6年度第1回農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

岩坪係長： それでは議案第7号の説明をします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条

第11項の規定に基づく 令和6年度第1回農用地利用集積等促進計画(案)の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

今回の第1回促進計画は、別添の様式第5-2号をご覧くださいますと、配分計画は筆数総計63筆58,383㎡となっており、1番から59番の農地につきましては、先ほどの議案第6号にありました集積計画により、別の農家に集約化を目的として配分することになります。

配分計画の始期は令和6年8月10日からで、終期は令和16年8月9日までの10年間となります。60番から63番の農地につきましては、再配分ですので、始期は、令和6年8月10日からですが、終期は、当初の集積計画の終期となりますので、60番と61番が令和9年10月9日までの3年間で、62番と63番が、令和14年8月9日までの8年となっております。

詳細につきましては資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

以上で議案第7号についての説明を終わります。

松本代理： 事務局から議案第7号について説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。
(意見なし)

それでは、許可することよろしいでしょうか。

(異議なし)

許可することにいたします。

以上で議事参与制限の議案審議は終了しましたので、議事進行を会長と後退します。

松山会長： 続きまして、日程第5 議案第8号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転について」を議題とします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

岩坪係長： それでは議案第8号の説明をします。農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

農地の所在につきましては、先ほど現地確認をしていただいた 中村郷字道宝岸10番1、地目：畑、面積 990㎡で、譲渡人は●●県●●市の●●●●さん●●歳、譲受人は中村地区の●●●●さん●●歳です。●●●●さんの譲受前の耕作面積は0㎡で譲受面積が990㎡であり譲受後の耕作面積は990㎡となります。譲渡・譲受の理由は、譲受人の農業経営規模拡大のためとなります。譲受人は、主にいも作付による農業経営をされていることから、農地法第3条第2項各号の規定には抵触しないと判断され、事務局としては許可相当かと思われます。

以上で議案第8号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何かご意見等ございませんか。
年齢等を考えると心配ではありますが、本人がやる気ですし、今は下限面積の条件がありませんので、許可せざるをえないと考えています。皆さんよろしいですか。
(異議なし)
それでは許可することにします。

続きまして、日程第6 議案第9号「農地法第5条第1項に基づく農地転用許可申請について」を議題とします。事務局よりお願いします。

岩坪係長： それでは議案第9号の説明をします。農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の申請がありましたので、農業委員会等に関する法律第6条第1項の規程に基づいての審議となります。

届出人は、代理人の行政書士の●●●●氏で、該当農地については、先程現地確認をしていただきました番号1の前方郷字大池3066番1の面積が440㎡で転用面積が440㎡から、番号3の前方郷字大池3070番の面積が681㎡で転用面積が681㎡までの畑3筆、合計1,527㎡となっています。転用の目的は、経営規模拡大に伴う牛舎施設の整備です。成牛房、分娩室、育成室などを備えた牛舎1棟を建設するようで、建設面積は合計748㎡です。この事業は、唐見崎地区の●●氏が譲渡人となり前方地区の●●●●氏が牛舎用地として利用するという事で議案があがってきています。
農地の転用のための権利移動については農地法第5条に謳われており、30aを超えない農地については県知事に農業委員会の意見を付して、送付することになっております。今回、ご審議いただき、その意見を付し県に進達したいと思っておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で議案第9号についての説明を終わります。

松山会長： 事務局から説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

松本委員： 第3条の申請は別にしなくてもいいのか。

松山会長： 所有権移転と農地転用はまとめて第5条申請でできるので、第5条だけでいいです。

松山会長： それではよろしいですか。
(異議なし)
それでは許可します。

続きまして、日程第7 その他についてを議題とします。
事務局よりお願いします。

岩坪係長： はい。次回7月の総会の日程を決めていただきたいと思います。

松山会長： 事務局案では次回は7月25日(木)となっていますが、皆さんよろしいですか。
(異議なし)
それでは7月25日(木)で決定したいと思います。

松山会長： 皆さんから何かないですか。
無いようでしたら、これを持ちましてそのまま研修会に入りたいと思います。
お疲れ様でした。

----- 長崎県農業会議によるタブレット研修会 (約1時間) -----